

## 富士見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定趣旨

介護報酬改定等に係る社会保障審議会介護給付費分科会において、指定介護予防支援等に係る運営基準等の改正が答申されました。当該答申に基づき、厚生労働省令が改正されたことに伴い、制定委任されている市条例についても同様の改正を行うもの。

### 2 主な改正内容

- (1) 事業者は、利用者の人権擁護や虐待防止等のため、必要な体制を整備するとともに、研修実施等の措置を講じなければならない旨を明記（第3条第5項）
- (2) 事業者は、職場での性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動により、担当職員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない旨を明記（第20条第4項）
- (3) 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても継続的なサービス提供や早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施しなければならない旨を明記（第21条）
- (4) 事業者は、感染症の発生やまん延を防止するため、対策検討委員会の開催や指針の整備、研修及び訓練の実施など、必要な措置を講じなければならない旨を明記（第24条）
- (5) 事業者は、虐待の発生や再発を防止するため、虐待防止のための措置に関する事項を運営規程に定めるとともに、対策検討委員会の開催や指針の整備、研修の実施など、必要な措置を講じなければならない旨を明記（第19条、第31条）
- (6) サービス担当者会議において、利用者等の同意があれば、テレビ電話装置等（オンライン）を活用して行うことができる旨を明記（第35条第9号）
- (7) 事業所は、書面で行うことが規定又は想定されるものについて、書面に代えて、電磁的方法により行うことができる旨を明記（第38条）

- (8) その他、文言の修正など所要の改正を行う。
- (9) 上記において下線のある条項については、3年間の経過措置が設けられており、3年間は努力義務となる。

### **3 施行日**

令和3年4月1日

富士見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第17号）新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 人員に関する基準（第4条・第5条）</p> <p>第3章 運営に関する基準（第6条—<u>第33条</u>）</p> <p>第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（<u>第34条—第36条</u>）</p> <p>第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（<u>第37条</u>）</p> <p><u>第6章 雜則（第38条）</u></p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、介護保険等関連情報（法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報をいう。）その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 人員に関する基準（第4条・第5条）</p> <p>第3章 運営に関する基準（第6条—<u>第30条</u>）</p> <p>第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（<u>第31条—第33条</u>）</p> <p>第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（<u>第34条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> |

(運営規程)

第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（1）～（5）（略）

（6）虐待の防止のための措置に関する事項

（7）（略）

（勤務体制の確保）

第20条 （略）

2・3（略）

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第21条 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時ににおいて、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

(運営規程)

第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（1）～（5）（略）

（6）（略）

（勤務体制の確保）

第20条 （略）

2・3（略）

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(設備及び備品等)

第22条 (略)

(従業者の健康管理)

第23条 (略)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第25条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係

(設備及び備品等)

第21条 (略)

(従業者の健康管理)

第22条 (略)

(掲示)

第23条 (略)

者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えること  
ができる。

(秘密保持)

第26条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第35条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければなければならない。

(広告)

第27条 (略)

(指定介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防支援事業者及び担当職員その他の従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該指定介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第29条 (略)

(事故発生時の対応)

第30条 (略)

(秘密保持)

第24条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければなければならない。

(広告)

第25条 (略)

(指定介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第26条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防支援事業者及び担当職員その他の従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該指定介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第27条 (略)

(事故発生時の対応)

第28条 (略)

(虐待の防止)

第31条 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第32条 (略)

(記録の整備)

第33条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
  - ア 介護予防サービス計画
  - イ 第35条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

(会計の区分)

第29条 (略)

(記録の整備)

第30条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
  - ア 介護予防サービス計画
  - イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第35条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録  
エ 第35条第16号に規定する評価の結果の記録  
オ 第35条第17号に規定するモニタリングの結果の記録  
(2) 第35条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録  
(3) (略)  
(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録  
(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(指定介護予防支援の基本取扱方針)

#### 第34条 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第35条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)  
(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。次条第5号において同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならぬ。  
(5)～(8) (略)

ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録  
エ 第32条第16号に規定する評価の結果の記録  
オ 第32条第17号に規定するモニタリングの結果の記録  
(2) 第32条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録  
(3) (略)  
(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録  
(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(指定介護予防支援の基本取扱方針)

#### 第31条 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)  
(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。第33条第5号において同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならぬ。  
(5)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(30) (略)

(指定介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第36条 (略)

(準用)

第37条 第3条及び第2章から前章まで（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当介護予防支援（法第59条第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下この条において同じ。）の事業について準用する。この場合において、第12条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例介護予防サービス計画費（法第59条第1

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議

をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(30) (略)

(指定介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第33条 (略)

(準用)

第34条 第3条及び第2章から前章まで（第27条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当介護予防支援（法第59条第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ\_\_\_\_\_。）の事業について準用する。この場合において、第12条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例介護予防サービス計画費（法第59条第1

項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。以下この条において同じ。) の支給」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

## 第6章 雜則

### (電磁的記録等)

第38条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）、第35条第28号（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。以下この条において同じ。) の支給」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の富士見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第5項、第19条及び第31条（新条例第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第3条第5項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第19条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、新条例第31条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新条例第21条（新条例第37条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新条例

例第24条（新条例第37条において準用する場合を含む。）の規定  
の適用については、新条例第24条中「講じなければ」とあるのは「講  
じるよう努めなければ」とする。